

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和1年12月26日(2019.12.26)

【公開番号】特開2018-142071(P2018-142071A)

【公開日】平成30年9月13日(2018.9.13)

【年通号数】公開・登録公報2018-035

【出願番号】特願2017-34727(P2017-34727)

【国際特許分類】

G 07 D 9/00 (2006.01)

【F I】

G 07 D 9/00 4 6 1 Z

G 07 D 9/00 4 5 6 E

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月15日(2019.11.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

操作者による操作が不審であるか否かを判定する不審操作判定部と、
前記操作が不審であると判定された場合、前記操作の履歴を表示する表示部と
を具える自動取引装置。

【請求項2】

操作者による操作が不審であるか否かを判定する不審操作判定部と、
前記操作者の顔画像を取得する撮像部と、
前記操作が不審であると判定された場合、前記操作者の顔画像を表示する表示部と
を具える自動取引装置。

【請求項3】

前記操作者の個人特定情報を取得する個人特定情報取得部をさらに具え、
前記操作が不審であると判定された場合、前記表示部が、前記操作者の個人特定情報を
さらに表示する

請求項1の自動取引装置。

【請求項4】

前記個人特定情報取得部が、前記操作者の顔画像を取得する撮像部である
請求項3の自動取引装置。

【請求項5】

前記操作が不審であると判定される条件は、振込取引が所定の回数中止となる場合である

請求項1又は2の自動取引装置。

【請求項6】

前記操作が不審であると判定される条件は、振込取引において、振込先の口座の照会が
不成立であったこと、又は振込先の口座の照会が成立した後に前記操作者によって取引が
中止されたことのうち少なくとも一方が所定の回数連続して起きた場合である

請求項1又は2の自動取引装置。

【請求項7】

前記操作は振込取引に関する操作であり、該操作が不審であると判定された後、前記表

示部が、前記操作者が入力した振込先の情報を前記操作者に再度入力してもらうための再入力画面又は前記操作者が入力しなかった振込先の情報を前記操作者に新たに入力してもらうための新規入力画面をさらに表示する

請求項1の自動取引装置。

【請求項 8】

前記再入力画面又は前記新規入力画面で操作者により入力された振込先の情報が誤っている場合、前記振込取引が強制的に中止される

請求項7の自動取引装置。

【請求項 9】

取引の最中に前記操作が不審であると判定された場合、前記表示部が前記操作者の顔画像及び前記取引の中止を伝えるメッセージを表示した後、前記取引が強制的に中止される

請求項2又は請求項4の自動取引装置。

【請求項 10】

操作する操作者に情報を表示する表示部を具える自動取引装置であって、

前記操作者の操作で取得された操作情報から不審と判定された場合に、前記操作情報が記録された前記操作の履歴を表示する表示部

を具える自動取引装置。

【請求項 11】

操作者の操作で取得された操作情報から不審と判定された場合に、前記操作情報が記録された前記操作の履歴を表示する

表示方法。

【請求項 12】

操作者による操作が不審であるか否かを判定するステップと、

前記操作者の顔画像を取得するステップと、

前記操作が不審であると判定された場合、前記操作者の顔画像を表示するステップとを含む表示方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

上記課題を解決するため、本発明の自動取引装置は、操作者による操作が不審であるか否かを判定する不審操作判定部と、前記操作が不審であると判定された場合、前記操作の履歴を表示する表示部とを具える。また、本発明の自動取引装置は、操作者による操作が不審であるか否かを判定する不審操作判定部と、前記操作者の顔画像を取得する撮像部と、前記操作が不審であると判定された場合、前記操作者の顔画像を表示する表示部とを具える。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

また、本発明の自動取引装置は、操作する操作者に情報を表示する表示部を具える自動取引装置であって、前記操作者の操作で取得された操作情報から不審と判定された場合に、前記操作情報が記録された前記操作の履歴を表示する表示部を具える。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

また、本発明の表示方法は、操作者の操作で取得された操作情報から不審と判定された場合に、前記操作情報が記録された前記操作の履歴を表示する。また、本発明の表示方法は、操作者による操作が不審であるか否かを判定するステップと、前記操作者の顔画像を取得するステップと、前記操作が不審であると判定された場合、前記操作者の顔画像を表示するステップとを含む。